大分県事業再生支援資金特別融資事務に関する要領

令和７年３月２６日制定

（趣　　旨）

１　大分県事業再生支援資金の融資事務に関しては、大分県事業再生支援資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

（定　　義）

２　この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

（指定金融機関）

３　要綱第３条第１項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。

(1) 株式会社大分銀行
(2) 株式会社豊和銀行
(3) 大分信用金庫
(4) 大分みらい信用金庫
(5) 日田信用金庫
(6) 大分県信用組合
(7) 株式会社商工組合中央金庫
(8) 株式会社西日本シティ銀行
(9) 株式会社肥後銀行大分支店
(10) 株式会社筑邦銀行
(11) 株式会社北九州銀行
(12) 横浜幸銀信用組合
(13) 株式会社愛媛銀行大分支店
(14) 株式会社伊予銀行

（資金の使途）

４　融資の対象となる資金の使途は、事業再生の計画の実施に必要なものに限るものとし、設備資金にあっては、次の要件を充たすものとする。

(1) 原則として融資決定後に事業に着手し、６箇月以内に当該事業を完了するものであること。
(2) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
(3) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

（融資限度額）

５　当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。

（融資申込み受付時期）

６　融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

（融資の申込手続）

７　融資を受けようとする中小企業者等は、大分県事業再生支援資金特別融資に係る通知書（様式１。以下

「通知書」という。）３通に、別表１に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、指定金融機関に提出しなければならない。

（経営指導等）

８　指定金融機関は通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書２通に関係書類各１通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

（融資内容の審査）

９　保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

（保証及び融資の決定等）

10　保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

(1)　連帯保証人の徴求については、原則として法人代表者以外は徴求しないものとする。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。（同対応を希望する場合は、経営者保証免除対応確認書（様式５）により、指定金融機関に申出ること。）なお、担保については必要に応じて徴求する。

(2)　保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を指定金融機関に通知するものとする。

(3)　指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

（債権管理）

11　本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

(1)　指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。

(2)　保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

（融資条件の変更）

12　融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1)　融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2)　指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3)　保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第７条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式４）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ　保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ　事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ　一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ　指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

（融資状況の報告）

13　指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式２）により、翌月の１０日までに、県に報告しなければならない。

（期中管理）

14　指定金融機関は、事業再生計画実施関連保証制度要綱（経営改善・再生支援強化型）（令和７年１月29日付けで中小企業庁が制定したもの。以下同じ。）の定めるところにより、事業再生の計画の適切な進捗管理等を行わなければならない。

（取扱期間）

15　事業再生計画実施関連保証制度要綱（経営改善・再生支援強化型）に準じる。

附　　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和７年４月２２日から施行する。

附　　則

この要領は、令和８年３月５日から施行する。

別　　表　1

区　　分	添　　付　　書　　類
共　　通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあっては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各２通） (5) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (7) 組合にあっては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (8) 事業再生計画実施関連保証制度要綱（経営改善・再生支援強化型）に基づき策定した事業再生計画書の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個　　別	(10)経営者保証免除対応確認書（様式５　同対応を適用する場合に限る） (11)機械設備等の購入にあたっては見積書又は仮契約書、カタログ (12)土地・建物の取得にあたっては売買に係る仮契約書の写し、登記簿謄本